附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年八月一日から施行する。

（健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則様式第十三号の二による限度額適用認定証は、当分の間、同条の規定による改正後の同令様式第十三号の二の様式によるものとみなす。

（船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則様式第六号による限度額適用認定証は、当分の間、同条の規定による改正後の同令様式第六号の様式によるものとみなす。

（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令の施行の際現にある第三条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則（次項及び第三項において「旧令」という。）の様式により使用されている書類（国民健康保険検査証を除く。）は、当分の間、同条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

2　旧令様式第四による国民健康保険検査証は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

3　旧令第七条の四第一項ただし書の適用については、当分の間、なお従前の例による。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この省令の施行の際現にある第六条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則様式第五号による限度額適用・標準負担額減額認定証は、当分の間、同条の規定による改正後の同令様式第五号の様式によるものとみなす。